

食品の営業規制に関する検討会ヒアリング資料

平成 30 年 11 月 15 日

全日本菓子協会、全国菓子工業組合連合会、全国和菓子協会
 (一社)日本洋菓子協会連合会、協同組合全日本洋菓子工業会

【菓子製造業界の一般的な状況】

＜事業所数＞

菓子製造業界は、菓子を製造し、卸・小売りに販売するいわゆるメーカーと自ら小売も行う街中の和洋菓子店等から成り立っている。

平成 28 年度の経済センサスによると

菓子製造事業所数	9,047 (うち従業員 30 人以上 1,397) ※
菓子製造小売り事業所	24,860
計	33,907

※事業所統計であり、事業者としては製造小売りであっても小売りと一体でない製造所は製造事業所に含まれている。

事業者としてみれば、ほとんどが中小零細事業者である。

＜平成 29 年の菓子生産金額及び小売り金額推定＞

(単位：億円)

金額	飴菓子	チョコレート	ガム	せんべい	ビスケット	米菓	和生菓子	洋菓子	生菓子	スナック	油菓子	その他	合計
生産	1,920	3,970	680	520	2,535	2,815	3,850	3,360	2,998	349	2,018	25,016	
小売	2,620	5,500	1,005	736	3,650	3,757	4,750	4,229	4,284	503	2,864	33,898	

出所：全日本菓子協会「平成 29 年 菓子生産量・金額統計」

【会員が主として取得している許可業種】

菓子製造業

【現行の営業許可制度の問題点】

＜重複して取得することが多い業種＞

調査は行っていないが、第 1 回検討会資料から見ても飲食店営業、喫茶店営業などが多いと推察される。

＜重複業種を営むにあたっての課題等＞

- 1 国の制度である以上、指導は原則として統一していただきたい。
- 2 主たる許可業種があり、付随的に他の許可業種に該当する業を営む場合には、特段の必要性がない限り別途の許可は不要としていただきたい。
- 3 複数の許可が必要な場合であっても、更新についてはできるだけ時期を調整し一本化（1 枚の許可書に複数の業種を記載）していただきたい。
- 4 保健所等の指導に疑問がある場合に相談するための国の窓口を設置し、その内容に応じて保健所等に確認するとともに、改善の必要がある場合には全国で情報を共有するようにしていただきたい。

(以下のような声が寄せられている。)

- ① 営業許可業種が複数にわたる場合、自治体、保健所によって対応が異なり、同一製造所、建屋、ラインで複数許可品目の製造を認めないところもある。
- ② 菓子を販売している店先などでサーバーによるソフトクリームを販売することについても指導がマチマチであり、理解できない。
- ③ 飲食店営業で、食べ歩き向けに冷凍タルトをオープンで焼いて供するだけでも菓子製造業の許可が必要と言われた。
- ④ カフェスペースでオープン当初からキッシュを出していたが、今年になって急に喫茶店営業から飲食店営業に切り替えるように指導された。
- ⑤ 2店舗を別会社にして製造許可を得ていたが、会社を1つにまとめるに際し必要な食品衛生法上の手続きについて、数か月前から保健所に相談し、その指示に従って資料を作成し持参したところ、上司にあたる人から「この内容ではだめ」と言われ、何のための相談だったのか困惑している。
- ⑥ 商品のカテゴリーの境界がはっきりしない製品を製造すると追加の製造許可を取るように指導される。(栗入り芋餡、黒豆ぬれ甘納豆を製造し店頭で販売したところ前者は、きんとんなので、後者は煮豆なので総菜製造業を取得しなさいと言われた等)

【現行の施設基準の問題点】

<重複業種を営むにあたっての課題等>の項の1及び4に同じ。

(以下のような声が寄せられている。)

- ① 販売スペースと製造(厨房)スペースの間仕切りがないいわゆるオープンキッチンのレイアウトでの洋菓子の製造・販売が認められないが、他県では認められているようであり、不公平感を感じる。
- ② アイスクリームの製造許可を取る際に、コンピューター制御で温度などを管理できるマシンを入れたが、さらに温度計と記録できる機械をつけるように指導され、メーカーに問い合わせたところ全国的に初めてとのことだった。全国で統一していただきたい。

【営業許可業種見直しの論点(案)に対する意見】

- 1 許可業種の大くり化、統合については異存ないが、加工食品は既存のカテゴリーを超えて進化していくものであり、クロスオーバーを許容する業種設定としていただきたい。
- 2 <重複業種を営むにあたっての課題等>の項の2に同じ。

【その他】

- 1 指導基準の統一に際しては、食の安全の確保が前提であるが、家族経営等の小規模零細事業者の過剰な負担とならないよう十分留意していただきたい。
- 2 条例で追加する場合には、食品衛生上の必要性を明確にしていきたい。
- 3 営業許可以外の指導についても、保健所、地方自治体により内容が異なることがあり、不公平感を訴える声が聴かれる。